

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	近畿財務局長
【提出日】	2022年7月1日
【会社名】	エスケー化研株式会社
【英訳名】	SK KAKEN CO.,LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 藤井 実広
【本店の所在の場所】	大阪府茨木市中穂積三丁目5番25号
【電話番号】	(072)621-7720(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役経理部長 竹内 正博
【最寄りの連絡場所】	大阪府茨木市中穂積三丁目5番25号
【電話番号】	(072)621-7720(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役経理部長 竹内 正博
【縦覧に供する場所】	エスケー化研株式会社東京支社 (東京都新宿区高田馬場一丁目31番18号) エスケー化研株式会社横浜支店 (横浜市戸塚区品濃町549番地2) エスケー化研株式会社名古屋支店 (名古屋市西区菊井二丁目14番19号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 1【提出理由】

2022年6月29日開催の当社第66期定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

## 2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日

2022年6月29日

(2) 当該決議事項の内容

< 会社提案（第1号議案から第6号議案まで） >

第1号議案 剰余金の処分の件

1. 期末配当に関する事項

当社普通株式1株につき金400円（普通配当100円、特別配当300円）

2. その他の剰余金の処分に関する事項

(1) 増加する剰余金の項目とその額

別途積立金 8,500,000,000円

(2) 減少する剰余金の項目とその額

繰越利益剰余金 8,500,000,000円

第2号議案 定款一部変更の件

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されることに伴い、株主総会資料の電子提供制度が導入されることとなりますので、定款第15条を新設し、それに伴い、現行定款第15条以下を1条ずつ繰り下げるものであります。

第3号議案 取締役10名選任の件

取締役として、藤井實、藤井実広、坂本雅英、藤井訓広、福岡透、伊藤義之、竹内正博、片岡秀人、長塚孝史、竹原道幸を選任するものであります。

第4号議案 監査役1名選任の件

監査役として、尾崎賢を選任するものであります。

第5号議案 退任取締役に対し退職慰労金贈呈の件

取締役を退任する長澤啓三氏に対し、在任中の功労に報いるため退職慰労金を贈呈するものであります。

第6号議案 退任監査役に対し退職慰労金贈呈の件

監査役を退任する古越浩二氏に対し、在任中の功労に報いるため退職慰労金を贈呈するものであります。

< 株主提案（第7号議案から第15号議案まで） >

第7号議案 定款一部変更の件(1)

定款「第3章 株主総会」の章に、第12条として、以下の条文を新設し、現行定款第12条以降を、各々1条ずつ繰り下げる。

第12条 当社は、株主総会において、会社法に定める事項のほか、株式分割に関する事項について決議することができる。

第8号議案 株式分割の件

第7号議案及び第9号議案が承認可決されることを条件として、当社普通株式について、以下のとおり株式分割を行う。

ア 分割割合 1株につき10株の割合とする

イ 分割の基準日 本定時株主総会の日の翌営業日から起算して、3週間後の日

ウ 分割の効力発生日 本定時株主総会の日の翌営業日から起算して、4週間後の日

- 第9号議案 定款一部変更の件(2)  
第7号議案及び第8号議案が承認可決され、第8号議案における株式分割の効力が発生していることを条件として、定款第5条を以下のとおり変更する。  
第5条 当社の発行可能株式総数は、9,600万株とする。
- 第10号議案 定款一部変更の件(3)  
定款「第3章 株主総会」の章に、第12条として、以下の条文を新設し、現行定款第12条以降を、各々1条ずつ繰り下げる。  
第12条 当社は、株主総会において、会社法に定める事項のほか、自己株式の消却に関する事項について決議することができる。
- 第11号議案 自己株式の消却の件  
第10号議案が承認可決されることを条件として、保有する自己株式394,560株を消却する。
- 第12号議案 剰余金の処分の件  
ア 配当財産の種類  
金銭  
イ 1株当たり配当額  
金800円から本定時株主総会に当社取締役会が提案し同定時株主総会において承認された当社普通株式1株当たりの剰余金配当額を控除した金額（同定時株主総会において当社取締役会が剰余金の処分の件を提案しない場合には金800円）  
ウ 配当財産の割当てに関する事項およびその総額  
当社の2022年3月期期末配当として普通株式1株につき上記イの1株当たり配当額（配当総額は、1株当たり配当額に2021年12月31日現在の当社発行済普通株式総数（自己株式を除く）を乗じて算出した金額）  
エ 剰余金の配当が効力を生じる日  
本定時株主総会の日  
オ 配当金支払開始日  
本定時株主総会の3週間後の日
- 第13号議案 定款一部変更の件(4)  
定款第20条（取締役の任期）第1項を以下のとおり変更する。  
取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。
- 第14号議案 定款一部変更の件(5)  
定款第18条（取締役の員数）を以下のとおり変更する。  
当社の取締役は、10名以内とし、2名以上は独立社外取締役とする。
- 第15号議案 定款一部変更の件(6)  
現行の定款に以下の章を新設し、現行定款「第7章 計算」を「第8章 計算」へ変更の上、第43条以降を、各々1条ずつ繰り下げる。  
第7章 温室効果ガス排出量の開示（温室効果ガス排出量の開示）  
第43条 当社は、毎年、当社のスコープ1及びスコープ2の温室効果ガス排出量を開示する。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

< 会社提案（第1号議案から第6号議案まで） >

決議事項	賛成（個）	反対（個）	棄権（個）	可決要件	決議の結果 （賛成の割合）
第1号議案	24,036	1,808	-	（注）1	可決（93.00%）
第2号議案	25,800	44	-	（注）2	可決（99.83%）
第3号議案				（注）3	
藤井 實	19,365	6,479	-		可決（74.93%）
藤井 実広	22,958	2,886	-		可決（88.83%）
坂本 雅英	24,630	1,214	-		可決（95.30%）
藤井 訓広	24,629	1,215	-		可決（95.30%）
福岡 透	24,630	1,214	-		可決（95.30%）
伊藤 義之	24,630	1,214	-		可決（95.30%）
竹内 正博	24,630	1,214	-		可決（95.30%）
片岡 秀人	24,630	1,214	-		可決（95.30%）
長塚 孝史	24,630	1,214	-		可決（95.30%）
竹原 道幸	24,916	928	-		可決（96.41%）
第4号議案				（注）3	
尾崎 賢	19,416	6,428	-		可決（75.13%）
第5号議案	18,529	7,315	-	（注）1	可決（71.70%）
第6号議案	18,529	7,315	-	（注）1	可決（71.70%）

< 株主提案（第7号議案から第15号議案まで） >

決議事項	賛成（個）	反対（個）	棄権（個）	可決要件	決議の結果 （賛成の割合）
第7号議案	7,675	18,169	-	（注）2	否決（29.70%）
第8号議案	-	-	-	-	-（注）4
第9号議案	-	-	-	-	-（注）4
第10号議案	6,622	19,222	-	（注）2	否決（25.62%）
第11号議案	-	-	-	-	-（注）5
第12号議案	8,551	17,293	-	（注）1	否決（33.09%）
第13号議案	7,696	18,148	-	（注）2	否決（29.78%）
第14号議案	8,228	17,615	-	（注）2	否決（31.84%）
第15号議案	4,241	21,564	38	（注）2	否決（16.41%）

（注）1．出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成であります。

2．議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成であります。

3．議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成であります。

4．本件は、第7号議案の承認可決が前提条件となっておりますが、第7号議案が否決となり、効力を生じないことが確定したため、採決しておりません。

5. 本件は、第10号議案の承認可決が前提条件となっておりますが、第10号議案が否決となり、効力を生じないことが確定したため、採決しておりません。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由  
該当事項はありません。

以 上